

## 出逢い相談所 会員規約契約書

本契約は、株式会社 B・Produce 社(以下「当社」)と言います。)が、「出逢い相談所」の名称で会員に提供するサービスの内容及び当社と会員間の契約関係を定めるものです。

### 第1条 会員資格

- 1、20歳以上であること
- 2、独身であること
- 3、一定の住所を有すること
- 4、反社会的勢力の関係者でないこと
- 5、職業・職種を詐称しないこと
- 6、出逢いにポジティブであること

### 第2条 当社のサービスの定義

- 1、 サービスの種類  
→ 当社の提供するサービスは、結婚を希望する方への異性の紹介及びそれぞれのメンタル面でのフォロー、その後のブライダルに付随関連するサービス※1です  
※1 基本的にはブライダルサービスが付随するものですが、結婚の形はそれぞれですのでパートナーとしてのお付き合いも承認致します。
- 2、 サービスの内容  
→ 出逢いのセッティング、交際のサポート、メンタル面のサポート

### 第3条 会員の責務

- 1、 自己の結婚相手、又はパートナーを探す以外の目的で活動は出来ません
- 2、 プロフィールデータは、正確に登録し虚偽などあってはなりません
- 3、 自己の情報に変更があった場合は、直ちに届けること
- 4、 プロフィールに関しては、異性会員に開示されることを予め承諾します
- 5、 会員情報の内容、また相手の個人情報等を、改ざん・流用・漏洩の禁止

- 6、 全ての会員活動に於いて、誹謗中傷・信用・名誉を毀損する行為の禁止
- 7、 会員個人情報をも漏洩させ、当社に損害を与えた場合、そのすべてを損害賠償します
- 8、 会員は、自分以外の会員、第三者又は当社の著作権、商標権等の知的財産権その他の財産権、肖像権又はプライバシーを損害してはいけません
- 9、 紹介相手の人格を尊重し、遊興その他不正な目的の為の接触の禁止
- 10、 お見合い、交際に関して、発言・行動・服装等に気を配り、社会人としての良識の有る対応をする事
- 11、 紹介相手との交際に関しては、当社が介入しますが、その後の交際期間での行動等は自己責任とします
- 12、 会員は、当社又は他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と負担に於いてその損害を賠償します
- 13、 交際の申込み、申込に対する返事、その他の会員活動、又は交際成立後の自己の行為とその結果について一切の責任を負うものとし、クレームやその他の問合せを受けた場合も同じとし、当社に損害賠償請求などは行わないものとする
- 14、 上記の各号の他、会員は本規約に反する行為、法令又は公序良俗に反する行為、当社の運営を妨害する行為等を、会員・当社・第三者に不利益を与える行為の禁止
- 15、 ひと月2回の「お見合い」をセッティングしますが、会員の都合上でのキャンセル等での会費等の返金などは一切行わないものとする

#### 第4条 会員活動に於いてのルール

- 1、 会員は、交際の申込を受けた際は、1週間以内に返事をする事
- 2、 お見合いは、最大ひと月に最大2回とさせていただきますが、2回目と同じ会員さまでも、双方が承諾すればOKとさせていただきます  
しかし、その場合でも2回とカウントします また、基本的に知人同士のセッティングは原則行わないものとします。ただ、こちらも双方の同意があればOKとします。
- 3、 お見合いは双方が合意の上で開催しますが、やむを得ない理由等でのキャンセルはペナルティとして反則金10,000円を頂きます
- 4、 お見合い当日の無断でのキャンセルは、会員・当社にそれぞれ反則金として10,000円を支払わなければならない
- 5、 万が一、紹介相手より金銭の貸借・授受の申し出があった場合は、当社に速やかに連絡しなければならない

- 6、 交際の申込、交際のお断りなどは、必ず当社担当者を介して行うものとする。また、交際決定後の交際において、相手が交際を断る理由を明確にし断る意思があった場合は、直ちに交際を停止しなければなりません。また、その場合相手へのご連絡はしないようにする。
- 7、 お見合い後の交際期間は、原則として3カ月以内とします。その時点で、お二人の今後の意思確認をさせていただきます。また、交際期間も会員としての会費は発生する事とします。
- 8、 交際中は、状況を定期的に当社へ報告して頂きます。婚約・結婚の意思がある場合は当社に報告後、B-Produce のサービスへ移行となり、会員としては退会となります。

## 第5条 料金について

- 1、 会員は、月額 4,980 円(税別)を、会費として支払うものとする。
- 2、 会員は、結婚等が決まった場合、B-Produce のサービスへ移行となりますが、その際プロデュース料(50,000 円税別)をお支払い頂きます。また、パートナーとしてのお付き合いを継続される方、上記のサービスに当てはまらないカップルに関しては、誓約料として 150,000 円税別を頂戴致します。
- 3、 第4条2項で、継続して交際後、当社のブライダルサービスを受けたい元会員に関しては、プロデュース料は免除、又は割引させていただきます※(※新郎新婦共に元会員の場合は全額免除、どちらかの場合は半額とさせていただきます。但し、割引の場合は一度プロデュース料を全額頂いた後に元会員にキャッシュバックとして支払う事とします)

## 第6条 支払方法と時期

- 1、 定額の会費は、入会時にこの契約書と一緒に初回のみ現金又はクレジット等にて 6,000 円(税別 初回事務手数料込)をお支払い頂き、入会時にお渡しする口座振替用紙に記入頂くので、翌月からは、第4条1項の料金での自動振替となります。処理の都合上、翌々月に2か月分引き落としになる場合もございます。
- 2、 プロデュース料は、サービス開始時に 誓約料に関しては、サービス終了時に当社指定の口座へのお振込みをお願い致します。また、その際手数料に関しては個人様のご負担とさせていただきますので、予めご了承下さい。

## 第7条 会員としての期間

- 1、 基本的に期限は設けておりませんが、退会等の申し出に関しては、原則として1か月前に申し出て頂き、退会届の提出を頂き退会となります。退会手続き完了は月末となります。

## 第8条 クーリングオフ

- 1、 会員は、本規約を受領した日から8日を経過するまでは書面により会員登録の解除が出来ます。

## 第9条 会員情報の守秘義務

- 1、 甲及び乙が本契約の履行に際して入手した個人情報を含む会員に関する情報については、個人情報保護法に法り、会員ともに細心の注意を持って取り扱い、不正なアクセス又は紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策と管理を講ずるものとする。また、当社及び会員が本契約の履行に際して入手した個人情報に関する情報は、みだりに第三者に漏洩してはならない。
- 2、 前項に定める義務は、本契約終了後も存続するものとする。

## 第10条 契約の解除

- 1、 会員が以下の各項に該当する行為を行った場合は、甲及び乙は何らかの通知・勧告を要せず書面により通知することにより、即本契約の全部又は一部を解除することが出来る。
  - ① 本契約の規定に違反したとき
  - ② 会員または当社が本契約に基づく履行を怠ったとき
  - ③ 本契約に基づく当社会員間の信頼関係を損なう行為があったとき
  - ④ 社会的信用を失墜させる恐れがあると認められたとき
  - ⑤ 相手方に不利益をもたらしたとき
  - ⑥ 甲乙及び顧客が暴力団・暴力団組員・暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力である場合、或いは契約後判明した場合
  - ⑦ その他本契約に定める事項の遂行が困難であると認められるとき

## 第 11 条 本契約の改訂

1、 当社は、本規約を改訂する事ができます

会員に対するサービス向上が望まれる場合

会員・当社に不都合な事態が生じた場合

## 第 12 条 協議事項

1、 この契約条項の変更を必要とする時、又は条項の解釈に疑義が生じた時は、協議の上解決するものとする

<以下余白>

株式会社 B-Produce DSJ～出逢い相談所～

熊本市西区島崎 3 丁目 6-4

電話 096-273-6069 FAX096-276-7776

代表取締役 島村 鉄兵